

予防接種スケジュール

① 定期接種

…接種年齢に留意し、かかりつけの医師と相談しながら 忘れずに接種しましょう。
定期接種は予防接種予診票（予防接種券）での接種となります。

令和6年4月現在

標準的な接種期間（無料）		接種できる期間（無料）		接種できる期間（有料）											
種類	接種回数	予防する病気	2 か 月	3 か 月	6 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	7 歳 半		
経口生ワクチン	ロタリクス 〔1歳ワクチン〕 ロタテック 〔5歳ワクチン〕	2回 〔27日以上の間隔〕 3回 〔27日以上の間隔〕	ロタウイルス 感染症 （胃腸炎）	<1～2回目> 出生6週から24週まで 標準として生後2か月から出生14週6日までに接種を開始すること <1～3回目> 出生6週から32週まで 標準として生後2か月から出生14週6日までに接種を開始すること											
	B型肝炎	初回2回 追加1回 〔1回目より27日以上の間隔で2回目 1回目より135日以上の間隔で3回目〕	B型肝炎	生後1歳に至るまで 標準的な接種期間は2か月～9か月に至るまで											
	五種混合 第1期	初回3回 〔20日～56日の間隔〕 追加1回	シフテリア 百日せき、 破傷風、ポリオ、 Hib感染症による 細菌性髄膜炎など	<初回> 生後2か月以上7歳半に至るまで 標準的な接種期間は2か月以上7か月に至るまで <追加> 生後2か月以上7歳半に至るまで 追加接種は初回3回終了から6か月～13か月の期間（最低6か月以上の間隔を置いて）											
	小児の肺炎球菌	*標準的なパターン 初回3回 〔27日以上の間隔〕 標準的に1歳までに完了 （2歳までに完了） 追加1回	肺炎球菌 感染症による 細菌性髄膜炎、 肺炎など	<初回> 生後2か月から5歳に至るまで 標準的な接種期間は2か月以上7か月に至るまで <追加> 生後1歳から5歳に至るまで 追加接種は初回終了後60日以上の間隔を置いて、かつ1歳以降 標準的な接種期間は1歳から1歳3か月の間											
	四種混合 第1期	初回3回 〔20日～56日の間隔〕 追加1回	シフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	<初回> 生後2か月以上7歳半に至るまで 標準的な接種期間は2か月～1歳 <追加> 生後2か月以上7歳半に至るまで 追加接種は初回3回終了から12か月～13か月の期間（最低6か月以上の間隔を置いて）											
	ヒブ（Hib）	*標準的なパターン 初回3回 〔20日～56日の間隔〕 1歳までに完了 追加1回	Hib感染症による 細菌性髄膜炎、肺炎、 咽頭蓋炎、 敗血症など	<初回> 生後2か月から5歳に至るまで 標準的な接種期間は2か月以上7か月に至るまで <追加> 生後2か月から5歳に至るまで 追加接種は初回終了後7か月～13か月までの間隔を置いて											
注射生ワクチン	BCG	1回	結核	生後1歳に至るまで 標準的な接種期間は5か月～8か月に達するまで											
	麻しん・風しん	第1期：1回 第2期：1回	麻しん（はしか） ・風しん （三日ばしか）	<第1期> 1歳から2歳に至るまで <第2期> 小学校就学前1年間 〔幼稚園・保育園入学時の4月1日から翌年3月31日まで〕											
	水痘 （水ぼうそう）	2回 〔3か月以上の間隔〕	水痘 （水ぼうそう）	<1回目> 1歳以上3歳に至るまで 標準的な接種期間は1歳～1歳3か月 <2回目> 1歳以上3歳に至るまで 1回目接種後6か月～1年（最低3か月以上）の間隔を置いて											
不活化ワクチン	日本脳炎 第1期	初回2回 〔8日～28日の間隔〕 追加1回	日本脳炎	<初回> 生後6か月から7歳半に至るまで（標準として3歳～4歳） <追加> 生後6か月から7歳半に至るまで（標準として4歳～6歳） 追加接種は初回2回終了後おおむね1年（最低6か月以上）の間隔を置いて											

- ※1 令和6年4月1日以降に初回1回目を接種する場合は五種混合ワクチンでの接種となり、この場合、四種混合及びヒブワクチンの接種の必要はありません。
- ※2 四種混合及びヒブワクチンで接種を開始している方は、原則同一ワクチンで接種を完了してください。この場合、五種混合ワクチンの接種の必要はありません。

② 任意接種

…かかりつけの医師によく相談の上、接種しましょう。

ワクチン名	接種回数	予防する病気	2 か 月	3 か 月	6 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	7 歳 半
多糖体	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	1回～2回	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）										
多糖体	インフルエンザ	秋から冬に 2回	インフルエンザ										

・接種方法…医療機関で個別に接種を受けます。

予防接種予診票（予防接種券）を紛失したら？

母子健康手帳を持参し、次のところで交付を受けてください。

（接種履歴、対象年齢などを確認後、再交付します。）

- ①盛岡市保健所6階 指導予防課
- ②盛岡市役所本館2階 医療助成年金課
- ③都南総合支所1階 5番窓口
- ④玉山総合事務所1階 健康福祉課

盛岡市外の医療機関で予防接種を受ける時は？

里帰り等の理由により、盛岡市外で予防接種を希望する場合、盛岡市が発行する「岩手県広域接種パスポート（岩手県内）」または「予防接種実施依頼書（岩手県外及び一部県内）」が必要です。これは、予防接種による健康被害が生じた時に、盛岡市が責任をもって救済を行うために必要なものです。

予防接種にかかる費用は原則盛岡市が負担しますが、実施医療機関の接種料金が、盛岡市の接種料金を超える場合には、その超過した分の料金については全額自己負担となりますので、ご了承ください。

予防接種を受ける前に、必ずお手続きを済ませてください。必要書類がお手元に届く前に接種された場合の接種費用は、全額自己負担となります。

申請について ※必ずお読みください

- ◆「岩手県広域接種パスポート」または「予防接種実施依頼書」の交付には、申請書受理後約1週間かかります。必ず、接種の2週間前までに申請してください。
- ◆ 申請・発行の手続きは、盛岡市保健所で受け付けますので、母子健康手帳と切手を貼付した返信用封筒をお持ちください。
申請書は盛岡市のホームページ上にあるオンラインサービスよりダウンロードし、提出することも可能です。（市ホームページの広報ID：1002162 参照）
郵送で提出する場合は、申請書と母子健康手帳の「表紙」及び「予防接種の記録」ページのコピー、送付先を記入し切手（県内接種84円、県外接種94円）を貼付した返信用封筒を同封し盛岡市保健所 指導予防課（〒020-0884 盛岡市神明町3-29）に送付してください。
※郵便料金改定後は県内・県外ともに110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ◆「岩手県広域接種パスポート」または「予防接種実施依頼書」は年度ごとの交付となりますので、年度内に予定している予防接種は一度にまとめて申請することができます。

《予防接種についての問い合わせ先》

〒020-0884 盛岡市神明町3-29

盛岡市保健所 指導予防課 予防接種担当

TEL 603-8307